行政インフォメーション information 行政インフォメーション information



ご注意ください!

新型コロナワクチン詐欺

新型コロナワクチン接種に便乗した消費者トラブルや悪徳商法にご注意ください。町 や第三者がワクチン接種のために金銭や個人情報を訪問、電話またはメールで求めるこ とはありません。

問商工観光課(▼581・2121内線452)

トラブル事例

- ●「ワクチン接種の予約代行をする」と行政職員を名乗った人が訪問してきた。
- ■スマートフォンに「ワクチンの接種順位を上げる」というメッセージが届いた。
- ●「ワクチン接種の説明に行く」と個人情報を確認された。
- ●「ワクチン接種のためお金を振り込むように」と電話があった。

新型コロナワクチン詐欺かも?と思ったら、すぐに国民生活センター「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン | へご相談ください。



午前10時~午後4時(土・日曜日、祝日も実施)

寄居町独白事業

事業者への支援

寄居町事業継続支援給付金

町では、新型コロナウイルスの感染拡大により、事業に影響を受け、融資を借り受けた町内の事業者に対して、事業の 維持または継続のための支援として、給付金を支給します。

象校

事業を継続している町内に事業所を有する法人また は個人事業主で、令和2年3月2日から令和3年9月30 日までに、次のいずれかの融資を借り受けた事業主

- ○セーフティネット保証4号融資
- ○セーフティネット保証5号融資
- ○危機関連保証融資
- ○日本政策金融公庫が行う新型コロナウイルス感 染症に係る融資
- ○商工組合中央金庫が行う新型コロナウイルス感 染症に係る融資











支給金額

融資金額が500万円未満の場合 … 5万円 500万円以上の場合 … 10 万円

- ▶申請期限/9月30日休まで(消印有効) ※予算額に達した時点で受付終了となります。
- ▶申請方法/町公式ホームページから申請書を取得し、 必要書類を同封のうえ、郵送で商工観光課へ申請して ください。
- ※必要書類は町公式ホームページをご確認ください。
- ▶申請先·問い合わせ 商工観光課

〒369-1292 住所記入不要

■581·2121内線452

(<u>») 新型コロナワクチン接種について</u>

現在、町では65歳以上の高齢者の方を対象に新型コロナワクチンの接種を実施しています。7月中旬からは65歳未満 の方へ順次、接種券を送付します。

新型コロナワクチンの接種券の送付

新型コロナワクチンの接種対象である12歳から64歳までの方へ、7月中旬から段階的に接種券を送付します。 ※これから12歳を迎える方は、誕生日が属する月の月末に発送します。

> ワクチン接種の予約方法

ワクチン接種は集団接種および個別接種で行います。予約はインターネットまたは電話で受け付けます。詳しくは、接種 券に同封の案内通知をご覧ください。なお、下記の優先接種対象者から予約を受け付けます。

優先接種対象者

- ▶基礎疾患のある方(次の①、②のいずれかに該当する方) かかりつけ医にご相談のうえ、接種を受けてください。
- ①次の病気や身体の状態の方で、通院・入院している方
 - ○慢性の呼吸器の病気
 - ○慢性の心臓病(高血圧を含む)
 - ○慢性の腎臓病
 - ○慢性の肝臓病(肝硬変等)
 - ○インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病、またはほか の病気を併発している糖尿病
 - ○血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
 - ○免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受け ている悪性腫瘍を含む)
 - ○ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受 けている
 - ○免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

- ○神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰え た状態(呼吸障害等)
- ○染色体異常
- ○重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害 とが重複した状態)
- ○睡眠時無呼吸症候群(SAS)
- ○重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、 精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自 立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に 該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持してい る場合)

②基準(BMI※が30以上)を満たす肥満の方 ※BMI=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)

基礎疾患があることの確認方法

診断書等の証明書類は必要ありません。接種を受ける際に、基礎疾患があることを予診票に記入してください。重い精 神疾患や知的障害を持つ場合でも、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、療育手帳の提示は不要です(診 断書や療育手帳等の証明書類の提出を求めた場合、逼迫している医療現場に負担がかかるため、予診票による確認のみ とします)。

高齢者施設等の従事者の方

高齢者施設等で発行された、従事していることの「証明書」をお持ちのうえ、接種してください。 ※「証明書」の様式は、町公式ホームページに掲載しています。

※詳しくは、接種券に同封の案内通知をご確認ください。

65歳以上の方のワクチン接種

65歳以上の高齢者の方で、接種を希望されている場合は、7 月末までに接種を受けてください。

※65歳未満の方の接種開始後も接種できます。

大規模接種会場等での接種を希望する方へ

接種券が届いていない方で、国や県などの大規模接種会場 等で接種を希望される方は「接種券」を発行しますので、健 康づくり課(新型コロナ対策班)までご連絡ください。

・問健康づくり課(新型コロナ対策班)(▼581·2121内線213)